

東京未来大学学則

平成19年4月1日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、技能と心の調和を教育理念に掲げ、高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価・改善及び内部質保証)

第2条 本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検・評価・改善及び内部質保証を行うほか、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価・改善及び内部質保証の実施については、別に定める。

(教育・研究の資質向上)

第2条の2 本学は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研究及び研究を実施するものとする。

2 教育・研究の資質向上のための研修等の実施については、別に定める。

第2章 学部、学科の組織、収容定員

(学部・学科)

第3条 本学に次の学部・学科をおく。

- (1) こども心理学部 こども心理学科
- (2) モチベーション行動科学部 モチベーション行動科学科

2 こども心理学科に次の専攻及び課程をおく。

- (1) 心理専攻
- (2) こども保育・教育専攻
- (3) 通信教育課程

3 モチベーション行動科学科に通信教育課程をおく。

(定員)

第4条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科の名称	専攻・課程名	入学定員	編入学定員	収容定員
こども心理学部 こども心理学科	心理専攻	80人	—	320人
	こども保育・教育専攻	200人	—	800人
	通信教育課程	75人	(3年次) 300人	900人
	小計	355人	(3年次) 300人	2,020人

モチベーション行動科学部	—	60人	—	240人
モチベーション行動科学科	通信教育課程	20人	(3年次) 20人	120人
	小計	80人	(3年次) 20人	360人
	合計	435人	320人	2,380人

(学部学科等の教育目的)

第4条の2 学部学科等の教育目的は次のとおりとする。

(1) こども心理学部

日本の未来を担う子どもの豊かな成長を、家庭、学校、地域社会及び、それらを取りまく文化との相互関係という視点から捉え、単に知識や技能を修得するにとどまらず、人間性を高める教育を併せて展開することにより、真に社会に役立つ人材を養成する。

アこども心理学科心理専攻

幅広い教養とキャリア教育を前提とし、子どもを中心としたあらゆる年代を対象とした心理学の基礎的概念を修得し、心理学の理論や方法論に依拠した科学者－実践家モデルを基盤にしなが、人の健全な発達・学びを促すための理論的理解と実践力を養い、あわせて課程外における活動を通して「高度な専門的知識と技能」とともに「豊かな心」を併せ持った人材を養成する。

イこども心理学科こども保育・教育専攻

幅広い教養とキャリア教育を前提とし、未来を担う子どもたちの健全な発達・学びを促すために必要となる、子どもの保育学的・教育的な理解に根ざした「高度な専門的知識と技能」とともに「豊かな心」を併せ持った人材を養成する。講義や演習及び実習さらには課程外における活動を通して理論的な理解力と実践力を併せ持った保育者・教育者を養成する。

ウこども心理学科通信教育課程

幅広い教養を前提とし、本学の教育を通信の方法により提供することで、時間や場所、職業などにかかわらず、多くの人たちが学習できる機会を実現し、知識・技能及び人間性さらには意思決定能力を自ら磨き、もって生涯教育の拠点として地域・社会の発展に貢献する人材を養成する。

(2) モチベーション行動科学部 (モチベーション行動科学科通信教育課程を含む)

社会で必要とされる「組織成員として組織の健康な発展に貢献するモチベーション」、「他者を理解し、円滑な対人関係を志向するモチベーション」、「広い関心と学びを促すモチベーション」を学び理解することにより、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化することのできる人材を養成する。

(通信教育課程の規程)

第5条 通信教育課程に係る規程は、別に定める。

第3章 教職員の組織

(学長)

第6条 本学に学長をおく。

2 学長は、本学を統括し、これを代表する。

(副学長)

第7条 本学に副学長をおくことができる。

2 副学長は、学長を補佐する。

(学部長・学部長補佐・学科長・学科長補佐・専攻長・副専攻長)

第8条 各学部に学部長をおく。

2 学部長は、学部を代表し、当該学部の運営をつかさどるとともに、本学の運営に関して学長を補佐する。

3 学部長に事故があるとき、学部において選出され、学長の同意を得た者がその職務を代行する。

4 各学部に学部長補佐をおくことができる。学部長補佐は学部長を補佐する。

5 各学科に学科長をおくことができる。学科長は、学科を代表し、当該学科の運営をつかさどる。

6 各学科に学科長補佐をおくことができる。学科長補佐は学科長を補佐する。

7 こども心理学部こども心理学科の各専攻に、専攻長・副専攻長をおくことができる。専攻長は、専攻を代表し、当該専攻の運営をつかさどる。副専攻長は専攻長を補佐する。

8 通信教育課程に、通信教育課程長をおくことができる。通信教育課程長は課程を代表し、当該課程の運営をつかさどる。

(図書館)

第9条 本学に図書館長をおく。

(エンrollment・マネジメント局)

第10条 本学にエンrollment・マネジメント局長をおく。

(教職員)

第11条 本学に、教授、准教授、講師、助教、主幹研究員、主任研究員、研究員、助手、添削指導員、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員をおく。

第4章 教授会

(教授会)

第12条 本学に学長の諮問機関として全学教授会をおく。

2 各学部に学部教授会をおくことができる。

(教授会の構成)

第13条 全学教授会は、学長、副学長、学部長、エンrollment・マネジメント局長及び本学の教授をもって構成する。

2 学部教授会は学部所属の全専任教員をもって構成する。

(教授会の招集・運営)

第14条 全学教授会は学長が招集する。

2 学部教授会は学部長が招集する。

(全学教授会の審議事項)

第15条 全学教授会は学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、全学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 全学教授会は、前項に規定するもののほか、学長の求めに応じ、学長がつかさどる次に掲げる事項について審議し、意見を述べることができる。

(1) 教育研究に関する事項

(2) 学生の学籍異動に関する事項

(3) 学生の賞罰に関する事項

(4) 教育課程の編成に関する事項

(5) 学内規程に関する事項

(6) その他、教育研究に関する重要な事項で学長が必要と認めた事項

(学部教授会の審議事項)

第15条の2 学部教授会は、その学部に関する次の事項を審議する。

(1) 全学教授会から委任された事項

第5章 委員会

(各種委員会)

第16条 本学に、必要に応じて常置の委員会又は臨時の委員会をおくことができる。

(委員会の運営)

第17条 前条の委員会については、別に定める。

第6章 学年・学期及び休業日

(学期)

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第19条 1年間の授業を行う期間は、原則として35週とする。

2 授業期間は別に定める学事暦によるものとする。

(休業日)

第20条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 学園創立記念日(6月10日)ただし、休業日は6月第1金曜日とする。

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(4) 夏期休業

(5) 冬期休業

(6) 春期休業

2 前項第2号及び第4号から第6号の休業期間については学事歴によるものとする。

3 教育上必要があると認める場合、休業日であっても授業日もしくは実習日とすることがある。

4 必要がある場合、学長は休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第7章 修業年限

(修業年限)

第21条 本学の修業年限は4年とする。

2 修業年限を第1学年から第4学年までに分ける。

3 在学期間は、8年を超えることはできない。

(他大学等における授業科目の履修等)

第22条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育による授業科目を国内において履修し、修得した単位の取り扱いについて準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第22条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修単位等の認定)

第22条の3 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第22条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 入学前の既修単位数の認定に関する規程は別に定める。

第8章 入学・再入学・編入学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第24条 本学に入学することができる資格は次のとおりとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上あることその他文部科学大臣が定める基準を満たしたものに限る。)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に履修した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (9) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者

(入学志願)

第25条 入学志願者は、入学願書等本学所定の書類に別表第3に定める入学検定料を添えて、願出しなければならない。なお、出願の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第26条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き・保証人)

第27条 前条により合格とされた者は、保証人連署の誓約書・保証書・同意書その他必要書類に別表第4に定める入学金を添え、所定の期日までに本学に提出しなければならない。

- 2 前項の保証人は、父母あるいは親族であって独立の生計を営む者若しくは本学が適当と認められた者に限る。
- 3 保証人は、当該学生在学中は本人に係る一切の行為及び身上について、連帯責任を負わねばならない。
- 4 保証人は、別表第4に定める当該学生の在学中に支払うべき学納金(授業料、施設設備費、教育充実費)の納付について、本人と連帯して支払うことを保証するものとする。
- 5 保証人に転居、転籍、改印等があったときは速やかにその旨を届け出なければならない。

6 保証人がその資格を失ったときはあらためて誓約書を提出しなければならない。
(入学許可)

第28条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

2 入学を許可され、所定の手続きを終えた者には学生証を交付する。

3 前項の学生証は常時携帯し、本学が求めたときは、直ちに提示しなければならない。
(再入学・編入学)

第29条 本学への入学を志願する者があるときは、選考の上、再入学及び編入学を許可することができる。

2 再入学及び編入学については、別に定めるところによる。

第9章 授業科目、単位

(授業科目の区分)

第30条 こども心理学部こども心理学科の授業科目は、一般教育科目(教養科目群、スポーツ科目群、情報処理科目群、外国語科目群、憲法、数理データサイエンス科目群)、専門教育科目(基礎科目、基幹科目、展開科目、卒業研究科目)及びキャリア科目とする。

2 心理専攻及びこども保育・教育専攻における授業科目の名称及び単位数は、それぞれ別表第1-1及び別表第1-2に定める。

3 モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科の授業科目は一般教育科目(教養科目群、スポーツ科目群、情報処理科目群、外国語科目群、憲法、数理データサイエンス科目群)、専門教育科目(心理・コミュニケーション科目群、経営科目群、教育科目群)、キャリア科目及び演習科目とする。

4 モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科における授業科目の名称及び単位数は、別表第1-3に定める。

5 一般教育科目及びキャリア科目は、学部ごとに開設することとする。ただし、教育上有益と認められる場合は、共通して開設することができる。

6 教育上有益と認められる場合は第1項及び第3項に規定する授業科目以外に、課程外科目をおくことができる。

(授業の方法)

第30条の2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

3 教育上特別の必要があると認められる場合は、15週より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位数の基準)

第31条 1科目に対する課程を修了した学生には単位を与える。各科目に対する単位数は次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合にあっては、その組み合わせに応じ、総時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

(4) 卒業論文等については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

第10章 履修登録、単位認定、卒業単位数（履修登録）

第32条 削除

（履修登録）

第33条 学生は、履修を希望する授業科目を所定の期間に登録しなければならない。

2 1学期間に履修する授業科目として登録することができる単位数は以下を上限とする。

(1) こども心理学部 24単位

(2) モチベーション行動科学部 24単位

3 前項第2号については、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（単位の認定）

第34条 単位の認定は、あらかじめ明示された身につけるべき知識・技能を修得し、当該科目の到達目標に達したと判断された場合に認定する。

2 授業科目修了の認定は、試験その他適切な方法により学修の成果を評価して単位を認定することができる。

（単位認定の時期）

第35条 単位認定の時期は、学期末又は学年度末とする。

（成績評価）

第36条 前項の評価の基準は、本学こども心理学部履修規程及びモチベーション行動科学部履修規程の定めるところによる。

2 本学は、学生に対して授業の方法及び内容ならびに授業計画をあらかじめ明示し、成績評価の認定に関して当該基準にしたがって適切におこなうものとする。

（進級要件・卒業要件）

第37条 進級要件単位数は以下のとおりとする。

(1) 心理専攻 2年次から3年次への進級要件単位数を56単位とする。

(2) こども保育・教育専攻 2年次から3年次への進級要件単位数を59単位とする。

(3) モチベーション行動科学部 2年次から3年次への進級要件単位数を60単位とする。

2 進級判定の時期は年度末とし、当該学年までのすべての学期を修了していること。

3 卒業要件単位数は、別表第2-1、別表第2-2及び別表第2-3のとおりとする。

4 前項の単位のうち、第30条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。

第11章 学籍異動

(休学)

第38条 病気その他やむを得ない事由により3ヵ月以上欠席する場合は、学期を単位として、保証人連署の願い出により、学長は休学を許可することができる。

2 休学は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により1ヵ年に限り延長を認めることがある。

3 休学期間は、通算して4ヵ年を超えることはできない。

4 休学期間は、第21条第1項の修業年限に含めない。

(復学)

第39条 休学期間中は、願い出により学期の始めに限り、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学を願い出た者は、第19条第2項を適用し、所定の期間に復学後の履修に係る必要な手続きをすることができる。

(留学)

第40条 外国の大学又は短期大学で学習することを志願する者は、学長の許可を得て留学をすることができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限に算入することができる。

3 第1項により修得した単位は、全学教授会の議に基づき、卒業要件単位として認定することができる。

4 本条に規定する留学に関する規程は別に定める。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、保証人連署の上、願い出なければならない。

2 学長は願い出により、退学を許可することができる。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、全学教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 在学年限を超えた者

(3) 休学期間を超えて、なお復学できない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

2 死亡届け出のあった学生については、学長が除籍する。

(転入学・転部・転科・転籍)

第43条 他の大学に入学又は転入学を志望する者は、所定の手続きに従い、全学教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学への転入学を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、全学教授会の議を経て転入学を許可することができる。

3 本学の一つの学部から他の学部へ転部を希望する者があるときは、所定の手続きに従い、既に修得した授業科目、単位数等を考慮し、選考の上、全学教授会の議を経て転部を許可することができる。

4 本学の学生で、他の学科へ転科を希望する者があるときは、所定の手続きに従い、既

に修得した授業科目、単位数等を考慮し、選考の上、全学教授会の議を経て転科を許可することができる。

- 5 本学通信教育課程への転籍を希望する者があるときは、所定の手続きに従い、全学教授会の議を経て許可することができる。
- 6 第2項、第3項、第4項及び第5項により転入学、転部、転科又は転籍（以下「転入学等」という。）した学生の在学期間には、転入学等以前の在学期間の全部又は一部を通算することができる。

第12章 卒業

（卒業認定・学位授与）

第44条 本学に4年以上在学し、所定の単位を修得したのものには、全学教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に次の学位を授与する。

- (1) こども心理学部こども心理学科心理専攻 学士（心理学）
- (2) こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻 学士（保育・教育学）
- (3) モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科 学士（行動科学）

3 卒業延期については、別に定める。

第44条の2 本学に4年以上在学し、所定の単位を修得し、全学教授会の議を経て卒業することを認められた者に、卒業証書・学位記を授与する。

2 心理専攻を卒業した者には学士（心理学）、こども保育・教育専攻を卒業した者には学士（保育・教育学）の学位を授与する。

3 モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科を卒業した者には学士（行動科学）の学位を授与する。

4 卒業延期については、別に定める。

（卒業の時期）

第45条 学生を卒業させる時期は、各学期末とする。

第13章 資格

（取得資格）

第46条 本学において取得できる免許・資格は、次のとおりである。

- (1) こども心理学部こども心理学科
 - ① 幼稚園教諭一種免許状
 - ② 小学校教諭一種免許状
 - ③ 保育士資格
- (2) モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科
 - ① 中学校教諭一種免許状（社会）
 - ② 高等学校教諭一種免許状（公民）

2 前項の各資格にかかわる規程については、別に定める。

3 第1項に定める資格の他、各学部において取得できる資格及び資格取得にかかわる所

要科目については、別に定める。

第14章 賞罰

(表彰)

第47条 人物、学業が優秀な者又は学生の模範として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第48条 本学の学則若しくは規程等に反し、又は、学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に行うことがある。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第15章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託生

(科目等履修生)

第49条 本学の学生以外の者で、一科目又は数科目の聴講を選び受講を志望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として受講を許可することができる。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第49条の2 他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との単位互換協定に基づき、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、特別聴講学生として受講を許可することができる。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第49条の3 本学において、研究生として指導を受けようとする者は、選考のうえ研究生とし入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は1年間とする。ただし、更新を願い出ることができる。

4 研究生に関する事項は、別に定める。

(委託生)

第50条 公共団体その他の団体から本学に研修を委託された者があるときは、これを委託研修生として受講を許可することができる。

第16章 学納金

(学納金の納付)

第51条 入学を許可された者は、所定の期日までに別表第4に定める学納金の初年度納入額及び諸経費を納付しなければならない。

2 在學生は、別表第4に定める学納金の2年次以降納付額及び諸経費を毎年度所定の期日までに納入しなければならない。

3 学納金の納入方法は、別に定める学納金等納入規程による。

4 授業料のほかに実験実習費等の費用を徴収することがある。

(編入学者等への適用)

第52条 第29条及び第44条の2第4項に規定する者についても、前条第2項の規定を適用する。

(学納金の納付・減免)

第53条 休学又は停学中であっても、学納金は納入しなければならない。ただし、休学を許可された者又は休学を命じられた者が、別に定めるところにより願い出た場合は、授業料に限り、これを減免することができる。

(退学者等の学納金納付義務)

第54条 春学期又は秋学期の中途において、第41条の規定によって退学した者又は第42条の規定により除籍処分となった者若しくは第48条第3項の規定によって退学の処分を受けた者も、当該学期分の学納金は納付しなければならない。

(既納の学納金等)

第55条 既納の学納金及び入学検定料は、原則としてこれを返還しない。

2 前項にかかわらず、入学辞退による学納金の返還については別に定めるところによる。

第17章 正課外講座等

(正課外講座)

第56条 社会人等の教養と文化の向上に資するため、オープンカレッジ講座等の正課外講座を開設することができる。

第18章 附属研究機関

(モチベーション研究所)

第57条 本学に附属研究機関として、モチベーション研究所を置く。

(心理臨床センター)

第57条の2 本学に附属研究機関として、心理臨床センターを置く。

第19章 図書館

(図書館)

第58条 本学に図書館を設ける。

2 図書館は、図書・文献及び研究資料を収集管理し、教職員及び学生の閲覧・利用に供する。

第20章 保健

(保健室)

第59条 本学に、教職員及び学生の健康を管理するため、保健室を設ける。

第21章 改定

(改定)

第60条 本学則は改定することができる。

2 本学則の改定は、全学教授会の議を経て、理事会で決定する。

3 本学則の改定内容は、本学のホームページに掲載する方法により周知する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

なお、第12章第44条、第45条は平成19年度入学生より適用することとする。

附 則

この学則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成23年度以前の入学者は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

なお、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第34号）に伴い、平成21年4月1日以前の入学者が、平成25年4月1日に在籍し、幼稚園教諭一種免許状あるいは保育士資格の取得を希望する場合に限り、別表1-2に掲げる「総合演習」を廃止とし、「保育・教職実践演習（幼）」を開設する。

当該科目は、卒業要件単位（専門教育科目 展開科目 子どもの保育科目群）に含まれることとする。

ただし、平成25年3月31日以前に「総合演習」の単位を修得した者については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成26年1月29日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、改正後の別表第1-2は平成26年度入学者より適用し、平成25年度以前入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、改正後の別表第1-2は平成27年度入学者より適用し、平成26年度以前入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、改正後の別表第1-2は平成28年度入学者より適用し、平成27年度以前入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成30年4月1日から施行する。ただし、学則別表第1及び別表第2において平成29年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成31年4月1日から施行する。ただし、学則別表第1及び別表第2において平成30年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は令和2年4月1日から施行する。

附 則（第7条、第8条、第27条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第21章、第61条、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4）

附 則

この学則は令和3年4月1日から施行する。ただし、学則別表第4において令和2年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則（第15条、別表第1-2、別表第1-3、別表第2-3）

この学則は令和4年4月1日から施行する。ただし、学則別表第1-2、別表第1-3、別表第2-3において令和3年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則（第19条、第20条、第34条、第37条、第15章第49条の3、別表第1-3、別表第2-3）

この学則は令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1-3、別表第2-3において令和4年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は令和6年4月1日から施行する。ただし、学則第30条、別表第1-1、別表第1-2、別表第1-3、別表第2-1、別表第2-3において令和5年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和7年1月14日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1-1、別表第1-2、別表第1-3において令和6年度以前入学生については、なお従前の例による。

<心理専攻 授業科目の名称及び単位数>

一般教育科目【こども心理学部】(教養科目群、スポーツ科目群、情報処理科目群、外国語科目群、憲法、数理データサイエンス科目群)

教養科目群

生命科学 (2)

化学 (2)

数学 (2)

天文学 (2)

物理学 (2)

脳科学 (2)

哲学 (2)

歴史学 (2)

言語学 (2)

宗教学 (2)

文化人類学 (2)

文学 (2)

経営学 (2)

政治学 (国際政治を含む) (2)

社会学 (2)

経済学 (2)

法律学 (国際法を含む) (2)

会計学 (2)

スポーツ科目群

体育実技 A (1)

体育実技 B (1)

レクリエーション論 (2)

レクリエーション援助技術 (2)

体育理論 (2)

情報処理科目群

情報科学概論 (2)

情報処理基礎 I (機器操作を含む) (2)

情報処理基礎 II (2)

情報処理応用 A (2)

情報処理応用 B (2)

ワープロ総合演習 (2)

外国語科目群

英語 I (2)

英語Ⅱ（２）
英語コミュニケーションⅠ（２）
英語コミュニケーションⅡ（２）
アカデミック・リーディング（２）
アカデミック・リーディング&ライティング（２）
リスニング（２）
ビジネス英語（２）
中国語（２）
韓国語（２）
ドイツ語（２）
フランス語（２）
日本語・日本事情Ⅰ（２）
日本語・日本事情Ⅱ（２）
日本語・日本事情Ⅲ（２）
憲法
日本国憲法（２）
数理データサイエンス科目群
データサイエンス基礎（２）

専門教育科目（基礎科目、基幹科目、展開科目子どもの心理科目群、展開科目
子どもの保育・教育科目群、卒業研究科目）

基礎科目

子ども学（２）
心理学概論（こころの形成）（２）
心理学概論（こころの理解）（２）
乳幼児心理学（２）
臨床心理学概論（２）
子どもの心理学（総論）（２）

基幹科目

教育・学校心理学A（２）
青年心理学（２）
感情・人格心理学A（２）
心理学的支援法（２）
発達心理学（２）
心理学研究法（２）
心理学統計法Ⅰ（２）
心理調査概論（２）
心理的アセスメント（２）

展開科目

子どもの心理科目群

知覚・認知心理学（２）
感情・人格心理学B（２）
神経・生理心理学（２）
発達生理心理学（２）
比較行動学（２）
発達の課題と障害（２）
障害者・障害児心理学（２）
健康・医療心理学（２）
心理療法基礎（２）
心理療法上級A（２）
心理療法上級B（２）
学習・言語心理学A（２）
学習・言語心理学B（２）
社会・集団・家族心理学A（２）
親子関係の心理学（２）
社会・集団・家族心理学C（２）
福祉心理学（２）
教育・学校心理学B（２）
子育てカンファレンス（２）
子ども文化（２）
対人コミュニケーション論（２）
対人コミュニケーションスキル（２）
少年非行の心理学（２）
司法・犯罪心理学（２）
非行犯罪特別講義（２）
心理学統計法Ⅱ（２）
心理学実験（２）
心理的アセスメント上級（２）
子ども心理学実践実習（２）
社会・集団・家族心理学B（２）
文化心理学（２）
心理学応用研究法実習A（２）
心理学応用研究法実習B（２）
子ども心理学特別講義（２）
心理学統計法Ⅲ（２）
産業カウンセリング（２）
子どもの保育・教育科目群
教職論（２）
比較教育制度論（２）

道徳教育（２）
幼児理解と保育相談（２）
子ども家庭福祉（２）
社会福祉（２）
家庭支援論（２）
教育学概論（２）
保育原理（２）
卒業研究科目
こども心理演習Ⅰ（２）
こども心理演習Ⅱ（２）
卒業研究・卒業論文（４）

キャリア科目
国語表現（２）
プレゼンテーションⅠ（２）
プレゼンテーションⅡ（２）
カレッジ&キャリアスキルズ A（１）
カレッジ&キャリアスキルズ B（１）
キャリアデザイン A（１）
キャリアデザイン B（１）
キャリア形成論（２）
事例で学ぶビジネス（２）
キャリアモデル・ケーススタディ（２）
地域連携Ⅰ（２）
地域連携Ⅱ（１）
単位型インターンシップ（２）

他学部開講科目
ストレスマネジメント論（２）
産業・組織心理学（２）
エイジングの心理学（２）
消費者の行動と心理（２）

課程外科目
心理学英書講読 A（２）
心理学英書講読 B（２）
公認心理師の職責（２）
関係行政論（２）
人体の構造と機能及び疾病（２）
精神疾患とその治療（２）
心理演習（２）
心理実習（２）

<こども保育・教育専攻授業科目の名称及び単位数>

一般教育科目【こども心理学部】(教養科目群、スポーツ科目群、情報処理科目群、外国語科目群、憲法、数理データサイエンス科目群)

教養科目群

生命科学 (2)

化学 (2)

数学 (2)

天文学 (2)

物理学 (2)

脳科学 (2)

哲学 (2)

歴史学 (2)

言語学 (2)

宗教学 (2)

文化人類学 (2)

文学 (2)

経営学 (2)

政治学 (国際政治を含む) (2)

社会学 (2)

経済学 (2)

法律学 (国際法を含む) (2)

会計学 (2)

スポーツ科目群

体育実技 A (1)

体育実技 B (1)

レクリエーション論 (2)

レクリエーション援助技術 (2)

体育理論 (2)

情報処理科目群

情報科学概論 (2)

情報処理基礎 I (機器操作を含む) (2)

情報処理基礎 II (2)

情報処理応用 A (2)

情報処理応用 B (2)

ワープロ総合演習 (2)

外国語科目群

英語 I (2)

英語 II (2)

英語コミュニケーションⅠ（２）
英語コミュニケーションⅡ（２）
アカデミック・リーディング（２）
アカデミック・リーディング&ライティング（２）
リスニング（２）
ビジネス英語（２）
中国語（２）
韓国語（２）
ドイツ語（２）
フランス語（２）
日本語・日本事情Ⅰ（２）
日本語・日本事情Ⅱ（２）
日本語・日本事情Ⅲ（２）
憲法
日本国憲法（２）
数理データサイエンス科目群
データサイエンス基礎（２）

専門教育科目（基礎科目、基幹科目、展開科目子どもの保育・教育科目群、展開科目子どもの心理科目群、卒業研究科目）

基礎科目

子ども学（２）
心理学概論（こころの形成）（２）
心理学概論（こころの理解）（２）
乳幼児心理学（２）
子ども臨床心理学（２）
子どもの心理学（総論）（２）

基幹科目

教育心理学（２）
青年心理学（２）
教育学概論（２）
パーソナリティ心理学（２）
カウンセリング論（２）
発達心理学（２）
保育原理（２）

展開科目

子どもの保育・教育科目群
国語（２）
算数（２）
生活（２）

社会（２）
理科（２）
家庭（２）
子ども音楽（２）
子ども美術（２）
子ども体育（２）
初等英語（２）
子どもと言葉（２）
音楽実技ⅠＡ（１）
音楽実技ⅠＢ（１）
音楽実技ⅡＡ（１）
音楽実技ⅡＢ（１）
音楽実技ⅢＡ（１）
音楽実技ⅢＢ（１）
音楽実技ⅣＡ（１）
音楽実技ⅣＢ（１）
教職論（２）
保育・教職論（２）
比較教育制度論（２）
学校安全（２）
子ども教育課程論（２）
保育カリキュラム論（計画と評価）（２）
健康（１）
人間関係（１）
環境（１）
言葉（１）
表現（１）
人間関係指導法（２）
健康指導法（２）
環境指導法（２）
言葉指導法（２）
造形表現指導法（２）
音楽表現指導法（２）
保育内容総論（保育指導法）（２）
初等国語科教育法（２）
初等社会科教育法（２）
初等算数科教育法（２）
初等理科教育法（２）
初等生活科教育法（２）

初等音楽科教育法（２）
初等図画工作科教育法（２）
初等家庭科教育法（２）
初等体育科教育法（２）
初等英語教育法（２）
特別支援教育（２）
総合的な学習の指導法（２）
道徳教育（２）
特別活動（２）
生徒・進路指導（２）
教育相談（２）
教育史（２）
教育法規（２）
教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）（２）
幼児理解と保育相談（２）
教職実践演習（幼・小）（２）
保育実践演習（２）
子ども家庭福祉（２）
社会福祉（２）
子育て支援（１）
国際社会の福祉（２）
社会的養護Ⅰ（２）
子どもの保健（２）
子どもの健康と安全（１）
子どもの食と栄養（２）
家庭支援論（２）
乳児保育Ⅰ（２）
乳児保育Ⅱ（１）
障害児保育（２）
社会的養護Ⅱ（１）
在宅保育研究（２）
保育・教育ボランティア実習Ⅰ（１）
保育・教育ボランティア実習Ⅱ（１）
教育実習指導Ⅰ（事前・事後）（幼）（１）
教育実習Ⅰ（幼）（２）
教育実習指導Ⅱ（事前・事後）（幼）（１）
教育実習Ⅱ（幼）（２）
教育実習指導（事前・事後）（小）（１）
教育実習Ⅰ（小）（２）

教育実習Ⅱ（小）（２）
保育実習指導ⅠＡ（事前・事後）（１）
保育実習指導ⅠＢ（事前・事後）（１）
保育実習指導Ⅱ（事前・事後）（１）
保育実習指導Ⅲ（事前・事後）（１）

保育実習ⅠＡ（２）
保育実習ⅠＢ（２）
保育実習Ⅱ（２）
保育実習Ⅲ（２）

子どもの心理科目群

知覚・認知心理学（２）
感情・人格心理学Ｂ（２）
発達障害学（２）
心理療法基礎（２）
学習・言語心理学Ａ（２）
社会・集団・家族心理学Ａ（２）
親子関係の心理学（２）
少年非行の心理学（２）
非行犯罪特別講義（２）
司法・犯罪心理学（２）
発達の課題と障害（２） 保育

卒業研究科目

こども保育・教育演習Ⅰ（２）
こども保育・教育演習Ⅱ（２）
卒業研究・卒業論文（４）

キャリア科目

国語表現（２）
プレゼンテーションⅠ（２）
プレゼンテーションⅡ（２）
カレッジ&キャリアスキルズＡ（１）
カレッジ&キャリアスキルズＢ（１）
キャリアデザインＡ（１）
キャリアデザインＢ（１）
キャリア形成論（２）
事例で学ぶビジネス（２）
キャリアモデル・ケーススタディ（２）
地域連携Ⅰ（２）
地域連携Ⅱ（１）
単位型インターンシップ（２）

＜モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科授業科目の名称及び単位数＞

一般教育科目【モチベーション行動科学部】（教養科目群、スポーツ科目群、
情報処理科目群、外国語科目群、憲法、数理データサイエンス
科目群）

教養科目群

生命科学（2）
化学（2）
数学（2）
天文学（2）
物理学（2）
脳科学（2）
哲学（2）
歴史学（2）
言語学（2）
宗教学（2）
文化人類学（2）
文学（2）
経営学（2）
政治学（国際政治を含む）（2）
社会学（2）
経済学（2）
法律学（国際法を含む）（2）
会計学（2）

スポーツ科目群

体育実技 A（1）
体育実技 B（1）
レクリエーション論（2）
レクリエーション援助技術（2）
体育理論（2）

情報処理科目群

情報科学概論（2）
情報処理基礎 I（機器操作を含む）（2）
情報処理基礎 II（2）
情報処理応用 A（2）
情報処理応用 B（2）
ワープロ総合演習（2）

外国語科目群

英語Ⅰ（２）
英語Ⅱ（２）
英語コミュニケーションⅠ（２）
英語コミュニケーションⅡ（２）
アカデミック・リーディング（２）
アカデミック・リーディング&ライティング（２）
リスニング（２）
ビジネス英語（２）
中国語（２）
韓国語（２）
ドイツ語（２）
フランス語（２）
日本語・日本事情Ⅰ（２）
日本語・日本事情Ⅱ（２）
日本語・日本事情Ⅲ（２）
憲法
日本国憲法（２）
数理データサイエンス科目群
データサイエンス基礎（２）

専門教育科目（心理・コミュニケーション科目群、経営科目群、教育科目群）

心理・コミュニケーション科目群

心理学概論（２）
感情・人格心理学A（２）
心理学研究法（２）
社会・集団・家族心理学A（２）
心理学統計法Ⅰ（２）
心理学統計法Ⅱ（２）
発達心理学（２）
心理学実験（２）
学習・言語心理学（２）
心理調査概論（２）
質的分析法（２）
感情・人格心理学B（２）
社会・集団・家族心理学B（２）
産業・組織心理学（２）
知覚・認知心理学（２）
社会・集団・家族心理学C（２）
臨床心理学概論（２）
モチベーション論Ⅰ（２）

モチベーション論Ⅱ（２）
コミュニケーションの心理学（２）
心理学的支援法（２）
健康・医療心理学（２）
ストレスマネジメント論（２）
コミュニケーション・スキル（２）
心理的アセスメント（２）
ポジティブ心理学（２）
心理演習（２）
福祉心理学（２）
エイジングの心理学（２）
クリティカル・シンキング（２）
心理調査課題演習（フィールドワーク）（２）

経営科目群

多文化共生社会論（２）
国際政治（２）
国際法（２）
公共経営と政策（２）
コミュニティデザイン（２）
都市経営論（２）
簿記（２）
経営学概論（２）
国際経済（２）
経営管理（２）
グローバルビジネス（２）
人的資源管理論（２）
企業と社会的責任（２）
経営戦略（２）
流通論（２）
消費者行動分析（２）
ビジネスプランニング（２）
マーケティング概論（２）
マーケティング戦略（２）
国際関係論（２）
社会科学概論（２）
社会科学特講（２）
産業と組織（２）
時事事例研究 A（２）
時事事例研究 B（２）

教育科目群

- コンピュータと人間の接点 (2)
- コンピュータネットワーク (2)
- NPOと市民活動 (2)
- 国際理解教育論 (2)
- 異文化コミュニケーション (2)
- コーチング (2)
- 社会教育とシティズンシップ (2)
- 地域教育支援論 (2)
- 日本史Ⅰ (2)
- 日本史Ⅱ (2)
- 外国史Ⅰ (2)
- 外国史Ⅱ (2)
- 地理学Ⅰ (地誌を含む) (2)
- 地理学Ⅱ (2)
- 倫理学 (2)
- 人文地理学 (2)
- 地域史論 (2)
- 生涯学習論 (2)
- 教育福祉論 (2)
- クラスマネジメント論 (2)
- 教職論 (2)
- 教育学概論 (2)
- 教育・学校心理学A (2)
- 教育制度論 (2)
- 教育課程論 (2)
- 道德教育の指導法 (2)
- 特別活動の指導法 (2)
- 教育の方法及び技術 (2)
- 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 (2)
- 生徒・進路指導論 (2)
- 教育相談 (2)
- 総合的な学習の指導法 (2)
- 学校安全 (2)
- 特別支援教育 (2)

キャリア科目

- プレゼンテーションⅠ (2)
- プレゼンテーションⅡ (2)
- カレッジ&キャリアスキルズA (1)

カレッジ&キャリアスキルズ B (1)
キャリアデザイン A (1)
キャリアデザイン B (1)
キャリア形成論 (2)
事例で学ぶビジネス (2)
キャリアモデル・ケーススタディ (2)
地域連携 I (2)
地域連携 II (1)
単位型インターンシップ (2)

演習科目

基礎演習 I (1)
基礎演習 II (1)
基礎演習 III (1)
基礎演習 IV (1)
専門演習 I (2)
専門演習 II (2)
卒業研究 (4)

他学部開講科目

少年非行の心理学 (2)
司法・犯罪心理学 (2)
障害者・障害児心理学 (2)
教育・学校心理学 B (2)
神経・生理心理学 (2)

課程外科目

社会科教育法 I (2)
社会科教育法 II (2)
社会科・公民科教育法 I (2)
社会科・公民科教育法 II (2)
教育実習事前事後指導 (1)
教育実習 I (2)
教育実習 II (2)
教職実践演習 (中・高) (2)
公認心理師の職責 (2)
関係行政論 (2)
人体の構造と機能及び疾病 (2)
精神疾患とその治療 (2)
心理実習 (2)

別表第2—1

東京未来大学こども心理学部こども心理学科
心理専攻 卒業要件

卒業要件

科目区分		卒業要件単位				
		必修	選択	自由	小計	
一般教育科目	教養科目群	0	12	4	32単位以上	
	スポーツ科目群	0	2			
	情報処理科目群	4	0			
	外国語科目群	6	4			
	憲法	0	0			
	数理データサイエンス科目群	0	0			
専門教育科目	基礎科目	12	0	10*	92単位以上	
	基幹科目	8	4			
	科 展 目 開	子どもの心理科目群	4			30
		子どもの保育・教育科目群	0			6
	卒業研究科目	8	0			
キャリア科目		10	0			
合計		52単位	58単位	14単位	124単位	

※ モチベーション行動科学部開講科目から指定された科目を最大4単位まで含めることができる。

備考 (科目名称については学則別表第1—1心理専攻を参照のこと)

1. 教養科目群については、[自然科学][人文][社会]の3領域からそれぞれ4単位以上を選択必修とする。
2. スポーツ科目群については、2単位以上を選択必修とする。
3. 情報処理科目群については、「情報科学概論」「情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)」を必修とする。
4. 外国語科目群については、「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修とし、残りの科目から4単位以上を選択必修とする。
5. 一般教育科目については、合計32単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
6. 基礎科目については、6科目すべてを必修とする。
7. 基幹科目については、「心理学的支援法」「心理学研究法」「心理学統計法Ⅰ」「心理的アセスメント」を必修とし、合計12単位以上を選択必修とする。
8. 展開科目の子どもの心理科目群については、4単位を必修、30単位以上を選択必修とする。
9. 展開科目の子どもの保育・教育科目群については、6単位以上を選択必修とし、これを卒業要件に含む。
10. 卒業研究科目については、3科目すべてを必修とする。
11. 専門教育科目、キャリア科目については、合計で92単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
12. キャリア科目については、「国語表現」「プレゼンテーションⅠ」「プレゼンテーションⅡ」「カレッジ&キャリアスキルズA」「カレッジ&キャリアスキルズB」「キャリアデザインA」「キャリアデザインB」を必修とする。
13. 総計で、心理専攻の卒業要件を124単位以上とする。
14. 専門教育科目の自由選択科目については、モチベーション行動科学部開設科目のうち別途指定する科目について4単位を限度として卒業要件単位に読み替えることができる。

別表第 2-2

東京未来大学こども心理学部こども心理学科
こども保育・教育専攻 卒業要件

卒業要件

科目区分		卒業要件単位				
		必修	選択	自由	小計	
一般 教育 科目	教養科目群	0	12	0	27 単位 以上	
	スポーツ科目群	3	0			
	情報処理科目群	4	0			
	外国語科目群	6	2			
	憲法	0	0			
	数理データサイエンス科目群	0	0			
専門 教育 科目	基礎科目	12	0	0	93 単位 以上	
	基幹科目	8	0			
	科目 展開	子どもの保育・教育科目群	14			47
		子どもの心理科目群	0			4
	卒業研究科目	8	0			
キャリア科目		10	0	0	10 単位以上	
合計		65 単位	65 単位	0 単位	130 単位	

備考（科目名称については学則別表第 1-2 こども保育・教育専攻を参照のこと）

1. 教養科目群については、[自然科学][人文][社会]の3領域からそれぞれ4単位以上を選択必修とする。
2. スポーツ科目群については、[体育実技A][体育理論]の3単位を必修とする。
3. 情報処理科目群については、「情報科学概論」「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」の4単位を必修とする。
4. 外国語科目群については、「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修とし、残りの科目から2単位以上を選択必修とする。
5. 一般教育科目については、合計27単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
6. 基礎科目については、6科目12単位すべてを必修とする。
7. 基幹科目については、「教育心理学」「教育学概論」「カウンセリング論」「保育原理」を必修とし、これらを含めて合計8単位以上を選択必修とする。
8. 展開科目の子どもの保育・教育科目群については、8科目14単位の必修科目を含み合計61単位以上を選択必修とする。
9. 展開科目の子どもの心理科目群については、4単位以上を選択必修とし、これを卒業要件に含む。
10. 卒業研究科目については、3科目8単位すべてを必修とする。
11. 専門教育科目については、合計で93単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
12. キャリア科目については、「国語表現」「プレゼンテーションⅠ」「プレゼンテーションⅡ」「カレッジ&キャリアスキルズA」「カレッジ&キャリアスキルズB」「キャリアデザインA」「キャリアデザインB」の10単位を必修とし、卒業要件単位数とする。
13. 総計で、こども保育・教育専攻の卒業要件を130単位以上とする。

別表第2-3

東京未来大学モチベーション行動科学部
モチベーション行動科学科 卒業要件

卒業要件

科目区分		卒業要件単位			
		必修	選択	自由	小計
一般教育科目	教養科目群	0	12	2	28 単位以上
	スポーツ科目群	0	2		
	情報処理科目群	4	0		
	外国語科目群	6	2		
	憲法	0	0		
	数理データサイエンス科目群	0	0		
専門教育科目	心理・コミュニケーション科目群	12	2	34	96 単位以上
	経営科目群	4	8		
	教育科目群	4	8		
	キャリア科目	8	4		
	演習科目	12	0		
合計		50 単位	38 単位	36 単位	124 単位

備考（科目名称については学則別表第1-3モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科を参照のこと）

1. 教養科目群については、[自然科学][人文][社会]の3領域から12単位以上を選択必修とする。
2. スポーツ科目群については2単位以上を選択必修とする。
3. 情報処理科目群については、「情報科学概論」「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」を必修とする。
4. 外国語科目群については、「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修とし、残りの科目から2単位以上を選択必修とする。
5. 一般教育科目については、合計28単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
6. 心理・コミュニケーション科目群については「心理学概論」「心理学研究法」「心理学統計法Ⅰ」「心理学実験」「モチベーション論Ⅰ」「モチベーション論Ⅱ」を必修とし、残りの科目から2単位以上を選択必修とする。
7. 経営科目群については「経営学概論」「公共経営と政策」を必修とし、残りの科目から8単位以上を選択必修とする。
8. 教育科目群については「教育学概論」「地域史論」を必修とし、残りの科目から8単位以上を選択必修とする。
9. キャリア科目については「プレゼンテーションⅠ」「プレゼンテーションⅡ」「カレッジ&キャリアスキルズA」「カレッジ&キャリアスキルズB」「キャリアデザインA」「キャリアデザインB」を必修とし、残りの科目から4単位以上を選択必修とする。
10. 演習科目については、7科目すべてを必修とする。
11. 専門教育科目、キャリア科目、演習科目については、合計で96単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
12. 総計で、モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科の卒業要件を124単位以上とする。

別表第3

東京未来大学
こども心理学部こども心理学科
心理専攻・こども保育・教育専攻
モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科
入学検定料

単位：円

種 別	金 額	備 考	科目等履修生
入学検定料	35,000	編入学・再入学も同額	—

<備考>

- 1 大学入学共通テスト利用型選抜の入学検定料は18,000円とする。
- 2 WEB出願を利用した場合の入学検定料は、一般選抜30,000円、大学入学共通テスト利用型選抜10,000円とする。

別表第4

東京未来大学
こども心理学部こども心理学科
心理専攻・こども保育・教育専攻

学納金

単位：円

学納金等科目	初年度納入額	2年次以降納入額	科目等履修生
入学金	100,000	—	—
春学期分授業料	400,000	400,000	—
施設設備費	250,000	250,000	—
教育充実費	200,000	—	—
春学期納付金合計	950,000	650,000	—
秋学期分授業料	400,000	400,000	—
秋学期納付金合計	400,000	400,000	—
登録料	—	—	30,000
登録料（継続の場合）	—	—	5,000
授業料／単位	—	—	10,000
年間納付金合計	1,350,000	1,050,000	—

<備考>

編入学及び再入学の場合も本表を適用する。

モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科

学納金

単位：円

学納金等科目	初年度納入額	2年次以降納入額	科目等履修生
入学金	100,000	—	—
春学期分授業料	420,000	420,000	—
施設設備費	250,000	250,000	—
教育充実費	200,000	—	—
春学期納付金合計	970,000	670,000	—
秋学期分授業料	420,000	420,000	—
秋学期納付金合計	420,000	420,000	—
登録料	—	—	30,000
登録料（継続の場合）	—	—	5,000
授業料／単位	—	—	10,000
年間納付金合計	1,390,000	1,090,000	—

<備考>

編入学及び再入学の場合も本表を適用する。